

第 5 回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会意見書

認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML
理事長 山口 育子

2017 年 10 月 4 日に開催されます第 5 回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会に所用のため出席できませんので、以下の意見を提出致します。

◆「資料 2」広告禁止事項について

1. 客観的事実が証明できない事項について省令に規定せず、治療効果に関する事項の客観的事実が証明できず患者の受診を不当にあおるものは虚偽・誇大に該当し法律違反であることを新ガイドラインで示すことには賛成です。その際にはできるだけ具体例を挙げて、どのような内容がこの事項に該当するのか明確にする工夫をしていただきたいと思います。
2. 比較広告について、資料 2 の 9 ページで挙げられている内容を、新ガイドラインにおいて示すことに賛成です。これも可能な限り具体例を多く挙げ、患者や利用者も誤った内容を判断できるように示すことが肝要だと思います。
3. 体験談については、アピールしたい体験談の内容を選ぶことができるので、患者が判断する際の客観的情報になりにくい可能性が高いと思われます。安易に患者側が選択する原因にもなっているので、禁止事項に加えることに賛成です。
4. 術前術後（ビフォーアフター）の写真も禁止事項にすべきです。これは、本当にビフォーアフターなのか検証が不可能なことに加え、どの写真を選ぶか選択が可能で、なおかつ加工も簡単にできます。また、治療や美容など個別性のあることを他人のビフォーアフターで安易に判断するのではなく、このような内容こそ実際に受診時や治療を受ける前に個別性のある説明を十分受けて選択することが大切です。まるで誰もが同じ変化が得られるかのような誤解をして安易に美容等の医療に飛びつき、同じような結果が得られなかった、被害を受けたと訴える相談はいまだ後を絶たない現実を考えると禁止事項にすることは必至と考えます。

◆「資料 2」 広告可能事項の限定解除の範囲について

1. 資料 2 の 25 ページの対応方針案③に「自由診療について情報提供する場合には、現行の医療機関ホームページガイドラインにおいて規定している」とし、「通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項」が挙げられています。目的の治療本体の費用はホームページで紹介されていても、トラブルになりがちなのは、治療本体に付随して勧められた結果発生する追加費用です。そのため、トラブルを回避するためにも「通常必要とされる治療内容、費用、また発生する可能性がある追加費用等に関する事項」と示した方がいいのではないかと考えます。

以上